

葛城市商工会より

ミス葛城コンテスト結果報告!!

2010（平成22年）年は、わが国の本格的な首都「平城京」が誕生して1300年にあたり、これを記念し平城京誕生の地である奈良県では、平城遷都1300年祭が実施されます。

葛城市商工会といたしましては、微力ながらこの平城遷都1300年祭の事業PRの一環として、この事業を実施いたしました。



平成21年3月29日（日）歴史博物館あかねホールにてミス葛城コンテストが開催され、第一次審査を通過した15名の方々が多数の来場者を前に緊張しながらも特技等自己PR披露をしていただきました。

ミス葛城に中川智恵（なかがわともえ 向かって左）さん、準ミス葛城に岡本千栄（おかもとちえ 向かって右）さんが見事選ばれました。

平成21年4月1日より2年間、葛城市PRのため商工会関係のさまざまな事業に参加していただきます。



主催 葛城平城遷都1300年記念事業支援実行委員会

経済産業省 資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
省エネルギー対策課

省エネ法が変わります

— 平成21年4月から準備が必要です —

お問い合わせは・・・

電話：03-3501-9726
FAX：03-3580-8439

経済産業省 資源エネルギー庁

財団法人/省エネルギーセンター

(1) 指定基準の改正

事業所単位から事業者単位（企業単位）のエネルギー管理が義務付けられます。（下図1をご参照下さい。）

- ・ コンビニエンスストア等のフランチャイズチェーンも規制の対象となります。
- ・ フランチャイズチェーン全体で一定以上のエネルギー使用量であれば、その使用量を国へ届け出て、特定連鎖化事業者の指定を受けなければなりません。
- ※ 熱量換算及び集計用の簡易ツールは インターネット http://www.eccj.or.jp/law06/xls/03_00.xls をご参照下さい。

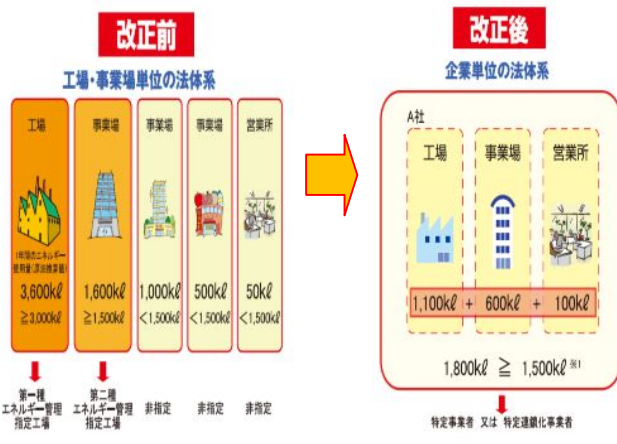
(2) 報告書等の提出単位の変更

- ・ エネルギー管理指定工場の義務のうち、定期報告書、中長期計画書の提出が従来の工場・事業場単位での提出から企業単位での提出に変わります。

(3) エネルギー管理統括者等の創設

- ・ 特定事業者及び特定連鎖化事業者は、エネルギー管理統括者（企業の事業経営に発言権を持つ役員クラスのものなど）とエネルギー管理企画推進者（エネルギー管理統括者を実務面で補佐する者）を各1名選任し、企業全体としてのエネルギー管理体制を推進することが義務付けられます。

(図1)



改正による準備ポイント 「エネルギー使用量データの記録」

エネルギー使用量は平成21年4月から1年間記録する必要があります。下記フロー図のとおり、企業全体での年間の合計エネルギー使用量（平成21年4月～22年3月まで）を正確に把握し、1,500kℓ以上であればエネルギー使用状況届出書を平成22年度に管轄の経済産業局へ届け出なければなりません。

- ① 年間に使用した燃料・熱・電気ごとに全社の使用量を集計し、それぞれの使用量に応じて熱量（GJ：エネルギー量）を求め合計（全体のエネルギー量）する。
- ② ①で求めた熱量合計を原油換算して年間のエネルギー使用量（原油換算値kℓ）を求めます。（※下図はあくまでも一般的な目安として例示したものです。）

